

鹿児島ブランドショップの旧興業館への 移転・整備に向けた調査・検討事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、「鹿児島ブランドショップの旧興業館への移転・整備に向けた調査・検討事業業務委託」（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 名 称

鹿児島ブランドショップの旧興業館への移転・整備に向けた調査・検討事業業務委託

(2) 目 的

鹿児島ブランドショップは、伝統的工芸品、本格焼酎、郷土菓子などの県産品を県民に広く紹介し、展示・販売することを目的に県が昭和 42 年に産業会館に設置したものであり、産業会館の老朽化に伴う廃止方針を受け、鹿児島市城山町に位置する旧興業館への移転に向けて検討を進めているところである。

国登録有形文化財である旧興業館（鹿児島県立博物館考古資料館）については、県有施設として有効に活用するため、鹿児島県教育委員会が、令和 2 年度に設置した「旧考古資料館活用方針等検討委員会」からの提言を踏まえ、令和 2、3 年度に設置した「鹿児島県立博物館考古資料館保存活用計画策定委員会」における協議に基づき保存活用計画の策定を行ったほか、令和 4 年度からは耐震補強計画の策定を進めてきたところである。

本業務は、これらを踏まえ、令和 5 年度に策定した耐震補強計画に沿った耐震補強工事等の実施や鹿児島ブランドショップとしての活用方策、概算工事費等を調査し、課題を明確にするとともに、当該課題に対する対応策を検討し、鹿児島ブランドショップの旧興業館への移転・整備に向けた検討を進めることを目的とする。

(3) 内 容

別添「鹿児島ブランドショップの旧興業館への移転・整備に向けた調査・検討事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）

(5) 契約上限金額

11,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織又は団体、その他知事が適当でない判断するものでないこと。

4 参加条件

- (1) 応募は、1者による単独提案又は複数事業者による共同提案とする。なお、共同提案の場合は、次に掲げる項目を全て満たす者とする。
 - ア 代表者を1者選定することとし、代表者と全ての構成員が上記3の要件を全て満たす者であること。
 - イ 各構成員が、他の構成員として又は単独で本業務に参加していないこと。
 - ウ 本業務を受託するに当たっての各構成員の役割を、別添業務実施体制調書（様式8（参考））に記載すること。
 - エ 共同企業体に係る協定書を締結していること、又は本業務の契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。（参加申込みに当たり協定書又は協定書案の写しを添付すること。）
- (2) 平成26年4月1日以降、以下の業務をいずれも受託し完了した実績を有する者であること。
 - ア 国又は地方公共団体から受託した同規模の業務
 - イ 歴史的建造物の保存・活用や文化財の耐震補強などの同種又は類似の業務
- (3) 一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
 - ※ 共同提案の場合は、構成員のいずれかが登録を行っていること。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件及び参加条件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 スケジュール

	内 容	日 程
(1)	Web 事前説明会〔任意〕	令和6年6月25日（火）午後2時
(2)	公募開始	令和6年6月25日（火）午後3時
(3)	参加申込書提出期限	令和6年7月5日（金）午後5時
(4)	現地説明会〔任意〕	令和6年7月5日（金）、10日（水）、11日（木）
(5)	質問受付期限	令和6年7月11日（木）正午
(6)	質問回答	随時～令和6年7月12日（金）
(7)	参加資格確認結果通知	令和6年7月12日（金）
(8)	企画書案等提出期限	令和6年7月19日（金）午後5時

(9)	審査	令和6年7月下旬
(10)	審査結果通知	令和6年7月下旬～8月上旬
(11)	契約締結	令和6年8月上旬

7 プロポーザルの手続等

(1) 事前説明会

ア 日時

令和6年6月25日（火）午後2時

イ 場所

Webによる説明（Webexを使用）

ウ 参加手続

参加に当たっては、令和6年6月24日（月）午後5時までに13記載の連絡先に「事業者名」、「参加者職・氏名」、「連絡先」を明記の上、電子メールにて送付すること。（電子メールの件名に「事前説明会参加申込」と記載すること。）

エ その他

参加は任意であり、参加の有無は審査へは影響しない。

(2) 質問受付及び回答

ア 質問方法

本業務に関する質問がある場合は、別添質問書（様式1）により、6(5)の期日までに電子メールで提出すること。なお、電子メール提出後、電話による到達確認を行うこと。

イ 回答

6(6)の期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として扱う。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

別表1のとおり

イ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※ 参加申込書を提出した者全員に対して、6(7)の期日までに参加資格の確認結果を書面又は電子メールで通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書を提出することができる。

(4) 現地説明会

ア 日時

令和6年7月5日（金）、10日（水）、11日（木）の午前9時～午後5時

イ 場所

旧興業館（鹿児島市城山町1-1）

ウ 参加手続

参加に当たっては、令和6年7月3日（水）午後5時までに13記載の連絡先に「事業者名」、「参加者職・氏名」、「連絡先」、「希望日時」を明記の上、電子メールにて送付すること。（電子メールの件名に「現地説明会参加申込」と記載すること。）

※ 日程調整のため、希望日時は可能な限り複数日提示すること。

※ 6(3)の期日までに(3)の参加申込書を提出した者に限り現地説明会へ参加できる。

エ その他

参加は任意であり、参加の有無は審査へは影響しない。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別表1のとおり

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※ 参加資格に適合した者であっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。

なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 用紙サイズはA4版とすること。

なお、指定の様式（様式1～5）以外は、縦でも横でも構わない。

(2) 業務実施方針等調書（様式6（参考））、企画提案内容調書（様式7（参考））は、合わせて10ページを上限とする。

(3) 本委託業務に係る見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、受託業務の実施に必要な全ての経費を算出し作成すること。なお、積算内訳も明示すること。

9 審査方法

(1) 企画提案の審査は、最適な候補者選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等の内容について、審査基準（別表2）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とし、次に点数が高い業者を次点者とする。なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。

(2) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。

なお、企画提案者が1者のみの場合も審査を行うものとする。

(3) 審査の結果は、決定後速やかに全ての提案者に通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。

契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

(4) 前金払は委託契約金額の30%以内（ただし、契約相手方から前金の請求があった場合）の範囲で支払うことができるものとする。

11 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用等、本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者・提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等は返却しない。
- (4) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、若しくはプロポーザルの企画提案書に沿った業務体制と認められる場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (6) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）に基づき、非公開条例を除いて、情報公開の対象とする。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (8) 今後の鹿児島ブランドショップの旧興業館への移転・整備に係る事業等（以下「今後の事業等」という。）については、本業務を踏まえて検討するものであるが、本業務を受託することは、今後の事業等への参画を妨げるものではない。

12 関連資料

本業務の関連資料については、以下のとおりであり、県ホームページに掲載している。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ba08/kyukouko/hozonkatuyoujigyoku.html>

- ・ 鹿児島県立博物館考古資料館 保存活用計画（令和4年3月）
- ・ 鹿児島県立博物館考古資料館（旧興業館） 耐震診断報告書（令和5年7月）
- ・ 鹿児島県立博物館考古資料館（旧興業館） 耐震補強計画（抜粋）（令和6年3月）

13 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県商工労働水産部販路拡大・輸出促進課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3048（直通） FAX：099-286-5581

E-Mail：hanro@pref.kagoshima.lg.jp